

請負代金請求控訴事件

広島高等裁判所令和5年（ネ）第179号

令和5年12月13日第3部判決

（原審・広島地方裁判所令和3年（ワ）第1380号）

口頭弁論終結日 令和5年9月27日

判 決

控訴人 B

同訴訟代理人弁護士 水谷耕平

被控訴人 株式会社中本本店

同代表者代表取締役 A

同訴訟代理人弁護士 真田文人

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。

第2 事案の概要（以下、略称については、特記しない限り原判決の例による。なお、証拠番号に枝番があるものは、特記しない限り全ての枝番を含む。）

1 本件は、印刷業等を営む被控訴人が、告示日を令和2年8月2日、投票日を同月9日とする安芸高田市長選挙（本件選挙）に立候補した控訴人からポスター及びビラの製作を請け負い（本件請負契約）、その仕事を完成させて納品等を行ったにもかかわらず、控訴人が報酬の一部しか支払わな
いとして、控訴人に対し、請負契約に基づく報酬請求として、残代金72万9395円及びこれに
対する令和3年7月7日（訴状送達日の翌日）から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅
延損害金の支払を求める事案である。

原審は、被控訴人の請求を全部認容したところ、控訴人が控訴した。

2 本件の争点及びこれに関する当事者の主張は、下記3のとおり控訴理由を付加するほか、原判
決「事実及び理由」第2の2のとおりである。

3 控訴理由

- (1) 被控訴人の担当者のC（以下「C」という。）が控訴人に宛てて出したメールの内容や、原審におけるCの証言内容からすれば、控訴人のみならず被控訴人においても、本件請負契約の請負代金額が公費負担の上限額に収まると認識していたことは明らかというべきである。したがって、本件請負契約は、公費負担の上限額に収めるという意思で締結されたものというべきであり、被控訴人の主張するように、当事者間で、控訴人が相当な報酬額を払う旨の合意がされたなどとはいえない。
- (2) 仮に相当な報酬額を支払うとの合意があると見る余地があるとしても、相当な報酬額とは相場価格を意味し、これを定めるに当たっては他の選挙戦の事例を参考にするのが合理的である。しかるところ、「地方選挙必勝の手引」という選挙マニュアルでは、選挙ポスターや選挙運動用ビラの製作費について、公費負担により候補者の負担はほぼないとされている。また、調査嘱託の結果によれば、過去に実施された安芸高田市の市議会議員選挙や広島県の県議会議員安芸高田選挙区の選挙において、上記製作費がほとんどのケースで公費上限額と符合している。これらの点に照らせば、相場価格としての相当な報酬としては、本件公費負担額が上限となるというべきである。これに対し、被控訴人は、物価資料（甲9、10）に基づき、被控訴人が提示した見積りによる見積額（本件見積額）に合理性がある旨主張するが、その見積りは、宣伝媒体がビラ、ポスターであると確定しているのに企画料が計上されていたり、他の業務のために時間を使っていたのにその時間分が休日労働時間分として計上されたりして、およそ合理性があるものとは認められない。

第3 当裁判所の判断

（以下、1、2は原判決を付加訂正した。下線を付した部分が付加訂正した主要な箇所である。字句の些末な訂正は指摘していない。）

1 争点1（報酬額に関する合意の有無及び内容）について

(1) 認定事実

以下の各事実は、当事者間に争いがなく、又は、証拠（甲11、乙18、証人C、控訴人のほか、末尾に付記したもの）及び弁論の全趣旨により認めることができる。

ア 請負契約の締結、仕事の完成等

(ア) 控訴人は、令和2年7月上旬、本件選挙（告示日同年8月2日、投票日同月9日）への立候補を決断し、同年7月20日までに、印刷業等を営む被控訴人に勤務する自らの妹を通じて、被控訴人に対し、本件選挙のポスター等の印刷を依頼する旨の打診をした。

(イ) 控訴人は、令和2年7月22日、本件選挙への出馬を表明する会見を行った後に、被控訴人の営業部次長であるCと電話で打合せを行った上、被控訴人との間で、本件選挙に係る〔1〕政治活動用ビラ（以下「告示前ビラ」という。）、〔2〕掲示用ポスター（以下、単に「ポスター」という。）及び〔3〕選挙運動用ビラ（以下「法定ビラ」という。）の製作に関する請負契約（本件請負契約）を締結した。この時点で、法定ビラを新聞に折り込むことは確定していたが、ポスター及びビラの仕様（サイズ、カラー印刷か否か、紙質等）、枚数、納品形態、納品場所等は決定しておらず、また、被控訴人と控訴人との間で、報酬額に関するやりとりもなかった。

(ウ) 被控訴人及び控訴人は、令和2年7月23日以降、ポスター及びビラのデザインや製

作枚数、スケジュール等の本件請負契約の具体的な内容に関する打合せを行い、以下の内容が確定した（被控訴人が行うこととなったこれらの業務を以下「本件各業務」という。）。

- a ポスターを260枚製作する。
- b 法定ビラを2種類製作する。他方、告示前ビラの製作は取りやめ、それまでのデザイン料等の費用は被控訴人が控訴人に請求する。
- c 法定ビラは、1回目及び2回目とも各8000枚を印刷し、各回7370枚を中国新聞及び読売新聞に折り込む。
- d ポスター及び1回目の法定ビラは、小型チャーター便を手配して、同月30日中に控訴人の選挙事務所へ納品する。
- e 2回目の法定ビラは、同月31日に宅配便で控訴人の選挙事務所へ発送する。法定ビラは、同事務所において証紙貼りをした上で、控訴人側が同年8月3日に被控訴人に持参し、被控訴人が検品及び仕分けをした上で中国新聞折り込みセンターへ搬入する。

(エ) 被控訴人は、令和2年7月30日、小型チャーター便で、〔2〕ポスター260枚、〔3〕1回目の法定ビラ8000枚（証紙なし。）を控訴人事務所に納品した。
被控訴人は、同月31日、〔3〕2回目の法定ビラ8000枚（証紙なし。）を出荷し、同年8月1日に控訴人の選挙事務所へ納品した。
同月3日朝、控訴人側で証紙貼りをした〔3〕1回目、2回目の法定ビラ合計1万4740枚が被控訴人に搬入された。被控訴人はこれを検品して仕分け梱包し、同日昼頃までに中国新聞折り込みセンターへ納入して全ての仕事が完成した。

イ 報酬額に関するやりとり

(ア) 控訴人とCとの間で、令和2年7月30日から同月31日にかけて、以下の内容のメールのやりとりがされた（甲4、乙7）。

〔1〕控訴人→C

「いまさらですが、今回の発注でお支払いの総額はどれくらいになるものなのでしょうか。選挙運動の費用に制限があるため、念のためお伺いする次第です。」（以下「本件メール〔1〕」という。）

〔2〕C→控訴人

「ビラ・ポスターは弊社から安芸高田市へ請求書を指定の用紙で提出し、安芸高田市から入金されるものだと思います。したがって、Bさまへは負担が無いかと思いますが、説明会資料にそういった説明書きや提出書類はございませんでしたでしょうか？」（以下「本件メール〔2〕」という。）

〔3〕控訴人→C

「はい、ポスターとビラの費用は公費負担です。ただ、選挙運動に関連して無尽蔵に支出できる訳ではなく、総額に制限が設けられているとの認識です（今回の場合は500万円程度）。残りどの程度の支出が可能なのかを把握しておきたくお伺いしました。正確なルールは改めて確認しておきます。」（以下「本件メール〔3〕」という。）

〔4〕C→控訴人

「全体支出に関してのルールまでの知識は無いのですが、印刷物については、決めら

れた計算式の元でのご請求になるのではないのでしょうか？ ルールのご確認を頂けましたら、お教えください。」(以下「本件メール〔4〕」という。)

(イ) 被控訴人は、令和2年8月3日に本件各業務を全て終えた上、同日中に、控訴人に対し、その報酬額を102万0800円(ポスターにつき39万8000円、法定ビラにつき1回目、2回目とも各26万5000円、消費税9万2800円)とする見積書(以下「本件見積書」という。)をメールに添付して送付した。

控訴人は、同日、Cに対し、「選管の説明によると、ビラは120,160円、ポスターは227,994円が公費負担の限度額となっています。頂いた見積書は数倍の金額が提示してあるのですが、相場と比較して妥当なものなのではないでしょうか？ Cさんの書き振りからして、一般的に自己負担が発生せず、それを前提に受注して下さっているとの認識でいました。」と記載したメール(以下「本件メール〔5〕」という。)を送った。(甲1、4、乙7、8)

ウ 報酬の一部支払

本件選挙において公費負担となる選挙運動費用の上限額(本件公費負担額)は、ポスターにつき22万7994円、法定ビラにつき12万0160円であったところ、被控訴人は、令和3年4月6日、安芸高田市から、本件請負契約に係る代金として、本件公費負担額の合計34万8154円の支払を受けた(甲12、乙10、11)。

(2) 争点に対する判断

ア 控訴人は、被控訴人と控訴人の双方に、ポスター及び法定ビラの費用が全て公費で賄われるという共通認識があったと主張し、その根拠として、Cが控訴人に対してポスター及び法定ビラの費用は公費負担のため控訴人には負担がないはずであるとする本件メール〔2〕を送っていることを指摘する。

しかし、証人Cによれば、Cはこれまで選挙用のポスターの製作をいわゆる直受け(候補者側から代理店を通すことなく直接発注を受けること)で2件担当したことがあり、その費用が全て公費で賄われたという記憶はあったものの、選挙に係る公費負担制度についての知識は乏しかったというのであり、本件メール〔2〕や本件メール〔4〕の文面からも、Cは、本件メール〔5〕において控訴人から本件公費負担額が示されるまで、本件選挙において公費で賄われる上限の有無やその具体的な額等を知らなかったことが認められる。そうすると、控訴人が、その主張の根拠としている本件メール〔2〕の上記記載部分は、せいぜい、被控訴人が、公費負担の上限額に関する不十分な知識の下、安芸高田市から相当代金額を超える額の公費負担がされるのではないかとの不確定的な認識を示したにとどまるものと見るのが相当であり、この点については、被控訴人が、上記メールにおいて、選挙管理委員会から公費補助制度に関して説明を受けていて被控訴人よりも事情を知るはずの控訴人に対し、同制度の内容を尋ね、確認を求めていることからもうかがうことができる(原審証人尋問におけるCの証言内容も、上記趣旨で上記メールの記載部分を作成した経緯を証言するものとして、首肯し得るものである。)

以上に照らせば、被控訴人が、上記メールの記載によるやり取りにより、確定的に実際の公費負担の上限額(本件公費負担額)をもって本件請負代金の報酬代金額とし、あるいはその上限額とする意思を示していたなどとは認め難いというべきである。

そして、一件記録によるも、他に、本件公費負担額が本件請負契約の請負代金額とされた

旨の契約書・見積書その他控訴人主張の裏付け資料としての確なものもない。なお、本件請負契約は、被控訴人が、被控訴人の従業員の兄である控訴人から依頼されて控訴人との間で締結されたものではあったが、このような契約締結経緯を踏まえて本件請負契約の請負代金額が決定されたり増減されたりした事情もうかがえない。

したがって、被控訴人と控訴人との間で本件公費負担額をもって報酬額とする旨の合意があったと認めることはできない。

イ 他方、被控訴人は、被控訴人と控訴人との間では「相当な報酬」を支払う旨の黙示の合意があったと主張する。

被控訴人と控訴人との間では、令和2年7月23日以降、ポスターやビラのデザイン、数量、納期等に関する具体的な打合せが進められる一方で、同月30日以降にメールのやりとりがされるまで報酬額に関する特段の協議は行われてこなかった（本件請負契約締結当時から代金額は定まっておらず、その後も定められてこなかった。）。それにもかかわらず、被控訴人において、同日時点で、前記1（1）ア（エ）のとおり、概ね予定どおりにポスターやビラを製作・発送するなどし、既に大きな仕掛り分を生ずるに至っていたものである。

営利企業であるところの被控訴人が無償で本件各業務を行ったなどは到底認め難いところであって、控訴人においても支払うべき報酬代金が生じると想定していたことは、「いまさらですが」などと代金額について尋ねる控訴人作成の本件メール〔1〕の記載内容からも明らかである。しかるところ、当事者間で本件公費負担額を請負代金額とする合意が成立していたなどと認められないことは前記アのとおりであり、その他当事者間で確定額を請負代金額とする旨の具体的なやり取りもない。そのような中で、本件請負契約の約旨に則り、被控訴人によってポスターやビラが製作され、控訴人においても一部とはいえこれを受領し、「いまさらですが」などとして代金額を被控訴人に尋ねるに至っているから、当事者間で、遅くとも上記やり取りのあった令和2年7月30日頃までの時点において、本件請負代金額を相当な報酬額とする旨の黙示的合意が成立していたものと認めるのが相当であり、他に同認定を覆すに足るものはない。すなわち、被控訴人及び控訴人は、被控訴人が行う本件各業務の内容（製作されるポスター等の品質、数量、納期、これに要する業務量等）に見合う額（製造原価のほか、被控訴人の営業利益も含む。）をもって、本件請負契約に係る報酬額とするという共通認識を有していたと認めるのが相当であり、被控訴人と控訴人との間では、上記の意味での「相当な報酬」を支払う旨の黙示の合意が成立していたというべきである。

なお、証拠（甲12、乙10、11、控訴人）及び弁論の全趣旨によれば、控訴人は、本件請負契約を締結した当時から、本件公費負担額のおおよその金額やこれを超える費用は自己負担となることを知っていたことが認められ、本件メール〔1〕や本件メール〔3〕の文面からも、控訴人は、上記「相当な報酬」の額が本件公費負担額の範囲内に収まり、又は、これを超えるとしても自己負担額が多額に上ることはないと考えていたことがうかがわれる。しかし、そのような控訴人の認識が事前に被控訴人にしかと伝えられていた形跡はないのであるから、これが請負代金額に係る意思表示の内容とされていたなどは認め難く、他にこれを認めるに足りる的確な証拠もない。したがって、本件において、控訴人が「相当な報酬」の具体的な額又は水準をどのように想定していたかは、「相当な報酬」

を支払う旨の上記合意の成否に影響を及ぼすものではない。

(3) 小括

以上によれば、控訴人は、被控訴人に対し、本件請負契約に基づき、被控訴人が行う本件各業務の内容（製作されるポスター等の品質、数量、納期、これに要する業務量等）に見合う「相当な報酬」（製造原価のほか、被控訴人の営業利益も含む。）を支払う義務を負う。

2 争点2（「相当な報酬」の額）について

(1) 控訴人は、本件公費負担額は選挙用のポスターやビラの製作代金の相場価格であり、これが本件請負契約における「相当な報酬」の額である旨主張する。

しかし、ポスターやビラの製作に係る報酬額は、そのサイズや品質（用紙や印刷の質、デザイン等）、カラー印刷か否か、片面か両面かなどの製作物の内容のほか、どの業者にどの程度の納期で製作を依頼するか、取引当事者の信用性や取引当事者間の取引の継続性の有無などの事情によっても左右されるものであるということができ、本件請負契約における「相当な報酬」の額は、これに基づいて製作されたポスター等の製造原価、被控訴人の業務量等、本件請負契約に係る固有の事情を基に算出されるべきものである。そもそも本件公費負担額は、「安芸高田市議会議員及び安芸高田市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例」に基づいて本件選挙の各候補者につき一律に定められたものであり（甲12、乙10、11、調査嘱託の結果）、それは、あくまでも、各候補者のポスター及び法定ビラの費用の全部又は一部を、安芸高田市における公職選挙の候補者の負担軽減、候補者間の選挙運動の機会均等といった観点から公費によって賄うこととしたものによらないものと解されるのであって（上記証拠等）、これに反し、上記条例が、本件公費負担額をおよそ選挙活動に係る上記ビラ等の製作費の額として相当であるとする趣旨まで含むものと解すべき根拠資料はない。したがって、いずれにしても、本件公費負担額が当然に本件請負契約における相当な報酬の額となり、あるいは、その限度を画するものとなるものではない。また、同額を基準として請負代金額の多寡を当然に論ずべきものとも解されない。

もっとも、控訴人は、調査嘱託の結果に基づき、令和2年4月12日に執行された広島県議会議員安芸高田市選挙区補欠選挙及び同年11月15日に執行された安芸高田市議会議員選挙の各候補者の多くについて、そのポスターや法定ビラの製作費用が公費負担の上限額を超えていないことを指摘する。しかし、上記のとおり、ポスターやビラの製作に係る報酬額は、個々の請負契約に係る上記諸事情の内容、程度により左右されるものということができる（定型的な物品の売買等と異なり、ポスターやビラが意匠の関わる創作物であることからしても、一層そのようにいえるものと解される。）ところ、これら控訴人が指摘する候補者らが、いかなる取引業者と、いかなる見地（取引業者と代金額を定めるに当たって公費負担上限額をどこまで重視することとしたかといった観点を含む。）から、どういった趣旨や由縁に基づいて請負契約を締結したのか及びその約旨は上記証拠等によっても明らかでないから、こうした事情を措いて、上記調査嘱託の結果から、本件請負契約における相当報酬額についても本件公費負担額とし、あるいはこれを上限とすべきであるなどとは到底認め難いというべきである。上記調査嘱託の結果は、これらの候補者が、ポスター等の製作費用につき自己負担が生ずることを避けるため、公費負担の上限額を超えない内容でその製作を業者に依頼した結果であるとも考えられ、控訴人の上記主張の裏

付けとなるものとはいえない。

- (2) 他方、被控訴人は、本件見積書に記載された額（ポスターにつき39万8000円、法定ビラにつき1回目、2回目とも各26万5000円であり、その明細は甲6～8のとおり。以下「本件見積額」という。）に新聞折込費用を加えた額が、本件請負契約における「相当な報酬」の額であると主張する。

ア 本件見積額は、被控訴人が、令和2年8月3日に本件各業務を全て終えた後に控訴人に提示したものであるところ、この時点で被控訴人と控訴人との間にトラブルが生じていた様子はいかがわかれず、被控訴人があえて単価、数量等を水増しして相場よりも高い額の報酬を控訴人に請求しようとしたとは考え難い。

また、一般に、選挙に係るポスターやビラは、限られた選挙運動期間の中で当該候補者の属性や政策等を有権者に効果的に訴求するものであることが求められる上、所定の規格に従ったものでなければならないことなどから、その製作にかかるコストは一般的な商業用のポスターやビラと比較して高くなることが多いと考えられるところ、本件請負契約についていえば、上記観点の下、総じて、契約内容（本件各業務）の確定から納品予定日まで、土曜日を含めた4連休の日を含む極めて短期間のうちに完成・納品を求められるものであった上、控訴人と被控訴人との間で、従前、同様の取引が行われたことはなく、新たな取引としてこれを行う必要があるものでもあった。また、本件各業務の業務内容の確定や業務の仕掛け前に、本件当事者間で、本件公費負担額の具体額を限度とした仕事の内容・程度に止めおきたいなどの事前のやり取りがされていたような事情もいえない。したがって、本件請負契約の請負代金額を定めるに当たり、その旨の表示があったものとして、本件公費負担額を重視すべきものともいえない。

他方、証拠（甲9、10、証人C）及び弁論の全趣旨によれば、一般財団法人建設物価調査会が令和4年2月に発行した「物価資料」を参照して、本件請負契約における製作物や業務の内容等に近い条件で商業用の宣伝物や印刷物の価格を積算すると、本件見積額とさほどかい離しない額になることが認められる。

これらの事情に照らせば、本件見積額は、被控訴人が行った本件各業務に対する報酬の額として、総じて相当性を有しているというべきである。

イ（ア）控訴人は、本件見積額のうち「企画」の費用（ポスターにつき13万円、法定ビラ（1回目及び2回目）につき各11万円）に関して、本件ではポスターを掲示場に掲示することや法定ビラを新聞折込みとすることは当初から決まっていたから宣伝物の選択作業は不要であり、また、控訴人が提供した原稿に対して被控訴人が行った変更等の作業はわずかであるなどとして、上記の額は高額に過ぎる旨主張する。

しかし、選挙に係るポスターや法定ビラは、その掲示や配布の方法に関する選択の余地が乏しい一方、前記アで説示したとおり、限られた選挙運動期間の中で当該候補者の属性や政策等を有権者に効果的に訴求するものであることが求められることから、このような目的を達するためにどのような情報（候補者の氏名、顔写真、属性、政策、キャッチコピー等）を盛り込み、これらをどのように配置するかといった面での企画立案が特に重要になり、そこには様々な創意工夫の余地があるといえることができる。

そして、証拠（甲3の1・3・4、甲11、証人C）及び弁論の全趣旨によれば、被控訴人は、納期が短かったことから、ポスター等のデザインについて、選挙関連のポスター製

作の経験があるデザイナーであるDに担当させることとし、実際のデザインに当たっては、控訴人から提供された原案に対し、氏名、顔写真及び年齢を大きく表記する、氏名の読み仮名を入れる、政策方針とプロフィールを分ける、控訴人のテーマカラーが緑であることから葉っぱをモチーフとしたデザインをあしらう、キャッチコピーを変更する、視認性を高めるために縦書きと横書きを混在させたり文字の色や大きさ、行間の幅を変更したりするなどの種々の修正が加えられたことが認められ、被控訴人の行った作業量がわずかであったとか、その内容が軽易なものであったなどということとはできない。

以上によれば、控訴人の上記主張は採用できず、前記アで説示したところにも照らせば、本件見積額における「企画」の費用の額には相当性が認められるというべきである。

(イ) また、控訴人は、本件見積額のうち「休日・時間外対応費用」(9万4519円)について、これを控訴人に負担させる根拠はない旨主張するが、証拠(甲11、乙1、2、証人C)及び弁論の全趣旨によれば、C及びDは、納期が短い上、控訴人からの入稿や指示が遅れるなどしたために、祝日又は土日であった令和2年7月23日から26日までの4日間、休日出勤をして、控訴人からの連絡を受けるため待機したり、控訴人の指示に基づいて作業を行ったりしたほか、上記の休日のうちに完了しなかった作業については平日に持ち越すこととなって、同月27日及び28日には残業を余儀なくされたことが認められ、納期に余裕がありあるいは適時に入稿や指示が行われていれば生じなかったC及びDの休日労働や時間外労働に係る割増賃金等の費用について、これをいわゆる特急料金見合いの相応額として本件請負契約に係る報酬額に計上することには相当性が認められるというべきである。

(ウ) その他、控訴人は、本件見積額の明細(甲6～8)における各項目の相当性に関して種々の主張をしているが、いずれも、前記アのとおり総じて相当性を有するものといえる本件見積額について、被控訴人が行った本件各業務の内容等に見合うものではないとの疑いを生じさせるに足るものとはいえない。

ウ 以上によれば、本件請負契約における「相当な報酬」の額は、被控訴人の主張するとおり、本件見積額102万0800円に新聞折込費用5万6749円を加えた107万7549円とするのが相当であり、控訴人は、この金額から既払の34万8154円(本件公費負担額)を差し引いた72万9395円について、被控訴人に対する支払義務を負う。

3 控訴理由に対する判断

(1) 控訴人は、前記第2の3(1)のとおり主張する。

しかし、控訴人がその根拠としているメールは、せいぜい、被控訴人の担当者であるCが、公費負担上限額に関する不十分な知識の下、安芸高田市から相当金額を超える額の公費負担がされるのではないかとの不確定的な認識を示したにとどまるものと見るのが相当であり、被控訴人が、上記メールの記載によるやり取りにより、確定的に実際の公費負担上限額(本件公費負担額)をもって本件請負代金の報酬代金額とし、あるいはこれを上限とする意思を示していたなどと認め難いことは、前記1(2)アのとおりである。原審証人尋問におけるCの証言内容も、上記メールが上記認識に出たものであることを述べる趣旨のものといえ、控訴人の主張を基礎付けるものと評価することはできない。

控訴人は、被控訴人においても本件請負契約の請負代金額が公費で賄われるという認識でいたからこそ、被控訴人においても本件公費負担額を具体的に把握することに関心を示

さなかつたものであり、被控訴人が本件公費負担額を具体的に知らなかつたことは、むしろ控訴人の主張を基礎付けるなどと主張する。しかし、公費負担額の多寡も不明な中で、企業が、これをもって契約代金額とするとの確定的意思表示をするとは通例考え難く、本件においてこれと異にして考慮すべき特異な事情はうかがえない。本件メール〔2〕の記載も実際問題として前記1（2）アの程度にとどまるものであつたことに照らしても、被控訴人の意思表示としては、やはり上記程度にとどまるものであつたと判断せざるを得ない。したがって、控訴人の上記主張を踏まえても、当事者間に本件公費負担額又はこれを上限とする額をもって本件請負代金額とするとの合意が成立していたなどとは認められない。

むしろ、前記1（1）ア（エ）のとおり、被控訴人において、概ね予定どおりにポスターやビラを製作・発送するなどし、大きな仕掛り分を生ずるに至っていたことや、控訴人においても、一部とはいえこれを受領し、「いまさらですが」などとして被控訴人に代金総額を尋ねていること、その他代金額に関する明確なやり取りもされていないことにも照らせば、当事者間で、遅くとも上記やり取りのあつた令和2年7月30日頃までの時点において、本件請負代金額を相当な報酬額とする旨の黙示的合意が成立していたものと認めるのが相当であることは、前記1（2）イのとおりである。

この点、控訴人は、控訴人が本件請負契約の請負代金額の多寡を問わず代金を支払う意思など有していなかつたのであるから、上記内容の契約の成立を認めることはできないはずであるなどと主張し、上記認定判断を争う。しかし、本件請負契約が無償のものであつたとは認め難いところ、具体的な代金額のやり取りを経ることのないまま、前記1（1）ア（エ）のとおり被控訴人の作業によって成果物を生じ、控訴人においても成果物を受領しているのであるから、控訴人においてもその当時までに相当代金額を報酬額として支払う意思を示していたと推認するのが相当であつて、上記黙示の合意の成立を認めることができることは、前記1（2）イのとおりである。

これらに反する控訴人の主張は採用することができない。

(2) 控訴人は、前記第2の3（2）のとおり主張する。

しかし、控訴人指摘の調査囑託の結果によつても、本件請負契約の請負代金額（相当な報酬額）を本件公費負担額又はこれを上限とする額とすべきことが裏付けられるとはいえないこと、他方で、被控訴人主張の見積額は、その作成時期や見積書発出までの経緯に特段不自然な点を看取できず、その内容も、物価資料に沿うなど、総じて相当であることは、前記2（2）アのとおりである。この点、控訴人指摘の選挙マニュアルの記載も、その記載の基礎となつた候補者が、選挙ポスターや選挙運動用ビラの製作につき、取引業者との間で、どのような観点の下、どのような契約内容・条件を締結した場合を基礎として記載されたものか仔細が不明であり、その記載によつては控訴人の主張を裏付けるに足りない。

これに対し、控訴人は、当審においても、被控訴人の見積りにおいて、宣伝媒体がビラ、ポスターであると確定していたのに企画料が計上されていたこと、また、被控訴人が他の業務のために時間を使つていた時間分についても休日労働時間分として計上されていること等を指摘し、前記認定判断を争う。しかし、まず前者の企画料の点について見ると、ビラ、ポスターといった文書の作成等の企画に際しては、単に宣伝媒体の選定をすることだけでなく、表現方法や視覚的アプローチの方法、必要なフレーズなどといった所要の検

討も経る必要があるところであり（このことは、甲9の記載からもうかがえる。）、こうした諸検討の成果を踏まえて相当額として企画料を求めることとしても、それには相応の合理性があると認めることができることは、前記2（2）イ（ア）のとおりである。

また、休日労働時間分に関して指摘する点についても、なるほど、証拠（甲3、11、乙1～5、証人C）及び弁論の全趣旨によれば、担当者であるCが、休日の待機時間中、メールチェック等をして他の業務に当たっていた時間もあつたことがうかがえるが、共に待機することとなったデザイナーのDを含めて、結局は、喫緊の対応を必要とする本件各業務に最優先に当たるため、休日に手待ち対応を余儀なくされていたといえるのであり、いわゆる特急料金相当としてその相当額を請求することとしても、その合理性が否定されるものではないことは、前記2（2）イ（イ）のとおりである。これに対し、控訴人は、被控訴人に対して休日出勤をするよう指示したことはないなどとも主張するけれども、本件各業務自体、極めて短期間で質の高い製品の完成・納品を前提とするものであつたことは選挙日程等に照らしても明らかであり、本件請負契約において、被控訴人が合理的範囲における緊急対応として休日出勤の対応を採ることも含意されていたと認めることができる。

これら控訴人の主張によっても前記認定判断を覆すに足りず、控訴人の主張はいずれも採用することができない。

4 その他原審及び当審における当事者の主張に鑑み、証拠を改めて検討しても、当審における前記認定判断を左右しない。

第4 結論

以上の次第で、被控訴人の請求は理由があり認容すべきところ、これと同旨の原判決は相当であつて、本件控訴は理由がない。

よつて、主文のとおり判決する。

広島高等裁判所第3部

裁判長裁判官 西井和徒 裁判官 山口格之 裁判官 芝本昌征